官報
（号　外）
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔法規的告示〕
○漁業の許可及び取締り等に関する省令第五十七条の規定に基づき農林水産大臣が定める海域及び漁具に関する制限を定める件の一部を改正する件（農林水産五七六）　一
○漁業の許可及び取締り等に関する省令第八十条の農林水産大臣が定める沿岸まぐろはえ縄漁業に係る漁具に関する制限を定める件の一部を改正する件（同五七七）　八
〔その他告示〕
○予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成十二年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから地方農政局長に委任した件の一部を改正する件（農林水産五七八）　九
○予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成十八年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから北海道農政事務所長に委任した件の一部を改正する件（同五七九）　一五
○予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成十二年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから沖縄総合事務局長に委任した件の一部を改正する件（同五八〇）　二〇
○航空保安無線施設の名称、位置等に関する告示の一部を改正する件（国土交通五七四）　二五
〔公　告〕
諸事項
官庁
押収物還付関係　二七
裁判所
破産、免責、再生関係　二八
特殊法人等
参加者の有無を確認する公募手続に係る参加申込書の提出を求める公示、公認会計士等の登録及び登録抹消、税理士登録者、日本弁護士連合会懲戒処分関係　三七
地方公共団体
教育職員免許状失効、行旅死亡人関係　三九
会社その他
会社決算公告　四〇四

法規的告示

○農林水産省告示第五百七十六号

漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和三十八年農林省令第五号）第五十七条の規定に基づき、平成二十六年農林水産省告示第八百六十七号（漁業の許可及び取締り等に関する省令第五十七条の規定に基づき農林水産大臣が定める海域及び漁具に関する制限を定める件）の一部を次のように改正する。

令和八年四月十六日

農林水産大臣　鈴木　憲和